

令和6年度 公共交通対策事業
掛川市モビリティ人材育成事業公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

掛川市では、令和5年度に「掛川市地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通の確保に努めているが、自家用車に過度に依存したライフスタイルが定着したことや人口減少の影響等を受け、鉄道や路線バス、タクシー等の公共交通の利用者数は減少傾向にある。こうした利用者数の減少は運賃収入の減少に直結し、事業の経営環境にも大きな影響を及ぼすため、その結果路線の廃止や縮小等のサービス低下を招くこととなる。サービスが低下すると、利用者が求めるサービスレベルと実際のサービスレベルとの乖離が大きくなり、このことが更なる利用者の減少につながってしまうという悪循環から抜け出せずにいる。

そこで、本市は、国土交通省が実施する「共創・MaaS 実証プロジェクト」の「モビリティ人材育成事業」の採択を受け、本市、タクシー事業者、バス事業者、まちづくり協議会、教育委員会、オンデマンド交通に取り組む民間事業者等で構成する「掛川市交通DX実用化共創プラットフォーム（以下、「共創プラットフォーム」という。）」を立ち上げる。この共創プラットフォームの運営を通じ、本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築のために必要な知識を持つ人材を育成し、掛川市に最適な地域公共交通体系を検証する。

この要領に定める公募型プロポーザルは、共創プラットフォームの立ち上げや運営等を委託するにあたり広く企画提案を募集し、最も適切な者を本件事業の受託者として選定することを目的とする。

2 モビリティ人材育成事業の概要

共創プラットフォームでは、様々な交通データの分析結果に基づく講義の開催や先進事例の検討を通じて、参画者が本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築と運営に必要な知識を習得するとともに、「ワークショップ」を通じて参画者同士が協議する場を提供することで、参画者の「ニーズ把握」「合意形成」「施策の妥当性評価」の進め方への理解を促進する。

3 業務の概要

本事業は、受託者と次の事業を委託する。

- (1) 業務名 掛川市モビリティ人材育成事業支援業務
- (2) 業務内容 「掛川市モビリティ人材育成事業支援業務 仕様書」のとおり。
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和7年2月28日（金）まで
- (4) 委託限度額 金 21,916,125 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,992,375 円を含む）

4 参加資格

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格登録業者と同等の資格を有するもの。

※未登録の業者にあたっては、「会社案内」「商業登記簿謄本（申請日の3か月以内のもの）」「印鑑証明書（申請日の3か月以内のもの）」「消費税納税証明書（申請日の3か月以内のもの・直前1年間の未納の税額がないこと）」「掛川市完納証明書（掛川市内に本店や支店がある場合）」

「誓約書」(様式第5号)を提出し、入札参加資格同等であると認められた者。

- (3) 掛川市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 法人格を有している者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (9) 掛川市暴力団排除条例(平成24年9月28日掛川市条例第27号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明書等を提出するものとする。

- (1) 受付期限 **令和6年7月16日(火)17時まで**
- (2) 提出先 掛川市都市建設部都市政策課(15 担当部署のとおり)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(期限内必着)
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 会社概要書(任意様式)
事業者の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの(既成の資料でも可とする)。
 - ③ 業務実績書(様式第4号)
他自治体、企業等において、本業務と同種又は類似の業務を受託した実績のある者は、業務実績を記載すること。なお、証拠書類として契約書の写しを添付すること。
 - ④ 事業実施体制(任意様式)
担当者の所属、氏名、連絡先、業務内容を記載すること。
 - ⑤ 掛川市一般競争(指名競争)入札参加資格登録業者と同等の資格を有するものを証明できる書類(「4(2)※」の書類)
- (5) 提出部数 参加表明書**1部**、その他の書類**14部**

6 質問の受付及び回答

質問は参加表明書を提出した者のみ受け付ける。また、この回答により本実施要領等に記載する内容の追加又は修正とみなす。

- (1) 提出期限 **令和6年7月16日(火)17時まで(必着)**
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第2号)により、電子メールにて提出すること。
- (3) 提出先 tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp
※件名は、「【質問】【参加者名】掛川市モビリティ人材育成事業公募型プロポーザル」とすること。

(4) 回答日 **令和6年7月19日(金) 17時**

(5) 回答方法 質問者名を伏せて掛川市ホームページにて回答する。

※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等は以下のとおり提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

電子メールにて提出するほか、**紙媒体で14部**提出とする。

① 企画提案書提出届(様式第3号)

支社などの委任先がある場合は、掛川市一般競争(指名競争)入札参加資格登録申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。

② 企画提案書(任意様式)

「掛川市モビリティ人材育成事業支援業務 仕様書」に記載された、業務内容の進め方やスケジュール等について詳細を記載すること。なお、企画提案書に盛り込む項目については、別記審査基準の評価項目を参考とすること。

③ 参考見積書(押印のあるもの・任意様式)

(2) 提出先 15 担当部署のとおり

(3) 提出方法

① 持参又は郵送

② PDFデータ(メールにて提出し、以下期限必着のこと)

※必ず両方法で提出すること

(4) 提出期限 **令和6年7月24日(水) 17時まで(必着)**

8 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を無効(失格)とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

① 審査会に出席しなかったとき。

② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。

② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

③ 見積書に記載した金額(税込み)が委託限度額を超過したとき。

9 書類審査

参加表明書の受付期限時点で参加表明した者が6者以上の場合は、提出された書類を事務局が審査し、書類審査結果を通知する。なお、5者以内の場合は事務局による書類審査は行わず、その旨を別途通知する。

提出された書類の審査については、別記審査基準に記載の評価項目1を審査し、審査結果の高い者から5者を最終審査対象者とする。

また、合計点数が同数の場合は、審査項目のうち、事業実績の点数の高い者とする。

なお、ここで実施する書類審査はあくまでプロポーザル審査会への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果はプロポーザル審査会における審査基準には反映されない。

選定結果は、参加表明書を提出したすべての者に通知するものとし、審査に関する異議等は受け付けない。

- (1) 結果通知日 **令和6年7月26日(金) 発送**
- (2) 通知方法 郵送による通知

10 審査方法

プロポーザル審査会を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

- (1) 実施予定日 **令和6年7月31日(水) 13時30分から(予定)**
- (2) 内 容 プレゼンテーション及び 質疑応答
 - ※プレゼンテーションの時間は1者あたり説明15分、質疑15分を目安とする。
 - ※プレゼンテーション会場への入室は4人まで可とする。
 - ※詳細は参加者あてに事前通知するものとする。
- (3) 審査基準等 別記「掛川市モビリティ人材育成事業公募型プロポーザル 審査基準」による。
- (4) 審査基準点 審査基準点は **60点**とする。また、全ての提案者の得点が審査基準点を上回らなかった場合は、本プロポーザルは成立しないこととする。

11 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。ただし、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

12 契約

審査結果通知後、本市と委託契約候補者は、契約締結に向けた協議を開始するものとする。

原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行うものとする。

13 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 実施日程

	項目	日程	備考
1	参加表明書の提出期限	令和6年7月16日（火）17時	持参又は郵送及び電子メール
2	質問の受付期限	令和6年7月16日（火）17時	電子メール
3	質問への回答	令和6年7月19日（金）17時	掛川市ホームページ
4	企画提案書の提出期限	令和6年7月24日（水）17時	持参又は郵送及び電子メール
5	書類審査結果通知	令和6年7月26日（金）	郵送
6	プロポーザル審査会	令和6年7月31日（水）	掛川市役所
7	プロポーザル審査結果通知	令和6年8月1日（木）	郵送
8	委託契約の締結	令和6年9月上旬（予定）	

15 担当部署（提出先・問合せ先）

〒436-0850 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 都市建設部 都市政策課 交通政策係 担当：伊藤、杉森

TEL：0537-21-1151

メール：tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

別記

掛川市モビリティ人材育成事業公募型プロポーザル 審査基準

No	評価項目		主たる評価の視点	配点
1	実施体制	事業実績	過去に地域公共交通に関わるデータ分析や共創プラットフォーム運営についての実績は十分にあるか。(業務実績書)	5
		業務遂行能力	事業実施に必要な体制を備えているか。(会社概要書、業務実施体制)	5
2	データの集計・分析		地域公共交通に関わるデータについて、使用するデータの種類と集計・分析方法、また独自所有データの種類や活用方法について具体的に提案されているか。また、本業務の目的達成への実効性はあるか。	20
3	共創プラットフォームの運営支援	実施方針	人材育成の方針・内容・手法、プラットフォーム運営全体の進行管理やスケジュール等について具体的に提案されているか。	10
		講義	講義内容や使用するコンテンツについて具体的に提案されているか。また、本業務の目的達成への実効性はあるか。	10
		ワークショップ	ワークショップの手法・内容について具体的に提案されているか。また、本業務の目的達成への実効性はあるか。	10
		見込まれる成果	プラットフォーム全体の運営を通じ、「本市の地域性及び地域公共交通への理解と課題解決へのコーディネート能力を備えた人材」を育成できるような展開となっているか。	20
4	プロジェクトマネジメント		全体を通して本業務の趣旨を的確に理解し、その目的達成のために的確なプロセスが示されているか。また、成果品のイメージが示されており、それは本業務の目的達成のために効果的なものであるか。	10
5	その他の提案		本業務仕様書以外の革新的な独自提案があるか。	5
6	見積書		提案された内容に鑑み、見積金額は妥当か。	5
合計				100